
回 答 書

宛 先: 適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本 御中

作成者: 株式会社ワイヤレスゲート 代理人

作成日: 2016年11月22日

件 名: 2016年10月12日付ご質問の回答

* * * * *

貴機構より株式会社ワイヤレスゲート(以下、「当社」といいます。)の件に関していただきました、2016年0月12日付「貴社からの回答書に対するご質問」の質問事項に対し、以下のとおり回答いたします。

I 申入れの趣旨 I について

1. 新たな運用が開始されるまでの期間の対応について

新たな運用の開始は、2017年2～3月ころを予定しております。

それまでの間に、利用料金の支払いが遅延した登録ユーザーへの対応につきましては、現システム上、一時的にはサービスの利用不能状態となりますが、登録ユーザーからのコールセンターや販売店への問い合わせがあり次第、サービスの利用継続を希望する登録ユーザーに対しては、速やかに再加入手続を執らせていただくこととし、その際の解約手数料及び新規事務手数料は免除し、登録ユーザーに負担を掛けず、不利益とならないよう、柔軟に対応させていただく予定です。

2. 運用の開始に伴う利用規約の改正について

新たな運用の開始に伴い、利用規約の記載内容に実態にそぐわない部分が生じる場合、利用規約の改定・修正も検討すべき事項と認識しております。利用者にとって分かりやすい利用規約となるよう、努めてまいります。

II 申入れの趣旨 II について

利用規約全般の修正の検討については、新たなシステム構築の完了を2月と予定しており、その内容が固まり、新たな運用の詳細が明確になった段階で、体系的な修正内容を検討してまいります。現時点では、利用規約の改定の検討は、平成29年2～3月を目途としております。

以上